

MV-22オスプレイの配備及び飛行訓練に関する意見書

6月29日、米国政府から日本政府に対し、海兵隊の垂直離着陸輸送機MV-22オスプレイの普天間飛行場への配備について通報があり、7月23日にはオスプレイ12機が岩国飛行場に陸揚げされた。米軍は今後、オスプレイの配備を進め、沖縄本島全域と日本本土に設定している低空飛行訓練ルートで運用し、訓練を行う計画を明らかにしている。

しかし、オスプレイは4月にモロッコで、6月には米国フロリダ州で墜落事故を起こしており、沖縄県や山口県など関係自治体から安全性について懸念が寄せられている。米国政府は、モロッコの事故について、環境条件やパイロットの人為的ミスが原因とした調査報告を発表し、日本政府も人為的要因によるものが大きいと調査結果をまとめたが、安全性への懸念は解消されておらず、関係自治体の首長や議会からはなお厳しい意見表明がなされている。

また、米軍機は、航空法上の最低安全高度制限の適用を受けないものとされているが、上記のような状況下で低空飛行などの訓練を行うことは、国民の生命と安全、平穏な日常を脅かすおそれがある。これらの流れを受けて、全国知事会では7月19日に緊急決議を行ったところであるが、その中で、我が国の外交、防衛政策の根幹たる日米の良好な関係維持に対する重大な影響も懸念されており、この問題は、もはや特定の地域にとどまらない全国的なものとなっている。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、MV-22オスプレイの国内配備及び低空飛行訓練の実施については、関係自治体の意向を十分に尊重し、安全性の詳細が内外に示されるまで強行することのないよう米軍等関係機関へ申し入れるなど、国民の安全を守るために毅然として万全の措置をとるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

名 古 屋 市 会